

KCCグループ人権方針

KCC株式会社および名古屋建物管理株式会社（以下、当グループ）は、事業を通じて持続可能な社会の実現に貢献することを目指しています。当グループは、事業にかかわるあらゆるステークホルダーの人権を尊重することの重要性を強く認識し、国連による「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき「KCCグループ人権方針」（以下、本方針）を制定し、すべての事業活動の基本として実践していきます。

1. 人権尊重に関連した規範や法令の遵守

当グループは、世界のすべての人々が享受すべき基本的人権について規定した「国際人権章典（※）」、労働における基本的権利（結社の自由及び団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用及び職業における差別の排除）を規定した国際労働機関（ILO）による「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」等の人権に関する国際規範を支持、尊重し、国連による「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、責任ある経営を推進していきます。

当グループは、事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。なお、国際的に認められた人権と国・地域の法令の間に矛盾がある場合には、国際的な人権の原則を尊重する方法を追求します。

※国際人権章典は、「世界人権宣言」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」で構成されています。

2. 適用範囲

本方針は、当グループの役員、従業員、派遣社員およびその他業務に従事するすべての者（以下「役職員等」という。）に適用します。当グループは、社会の一員として、人権尊重の重要性を強く認識し、本方針を事業活動全体に定着させるため、役職員等に対し適切な教育・周知を実施していきます。

また、当グループは、お客様、お取引先の皆様に、本方針をご支持いただき、当グループと協働して本方針の遵守を通じた人権尊重への取り組みを進めていただけるよう、期待いたします。

3. 人権デュー・デリジェンスと救済・是正

当グループは、人権への負の影響を最小化するため、人権デュー・デリジェンスを実施していきます。ここでいう人権デュー・デリジェンスとは、事業活動において生じ得る人権への顕在的または潜在的な負の影響を把握し、これを未然に防止または軽減すること、影響評価の結果を意思決定や業務プロセスに組み込むこと、ならびに実施した措置の効果を追跡評価すること、およびそれらの取り組みを対外的に説明すること等であります。

当グループが実際に人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが

明らかになった場合は、適切な手段を講じて、その救済、是正に取り組みます。当グループが直接人権への負の影響を助長していない場合でも、その事業またはサービスを通じて、取引先やその他の関係者が人権への負の影響に直接関係している場合には、当該取引先等と協力のうえ、その改善に努めていきます。

また当グループは、グループ内外のステークホルダーが、人権に負の影響を与える行為について通報・相談することが可能な体制として、外部専門機関に委託した相談・通報窓口を設置しています。当グループの事業活動に関し、本方針に反するおそれのある行為、人権侵害、差別、ハラスメント、個人情報の不適切な取扱いその他これらに類する事案にお気づきの場合は、下記窓口までご連絡ください。

窓口名称	KCC内部通報・相談窓口
運営	NEC VALWAY株式会社（NEC内部通報窓口代行サービス）
受付方法	ウェブフォーム、電子メール、書面
受付時間	ウェブフォームおよび電子メールは24時間受付
対応言語	日本語、英語、中国語
ご案内	当グループのウェブサイトに掲載しています

ご相談・ご通報は当グループを経由せず、NEC VALWAY株式会社および同社の定める再委託先が直接受け付けます。匿名でのご相談・ご通報も受け付けます。

ご相談・通報いただいた内容については、その機密性および相談者・通報者のプライバシーに十分配慮し、適切に対応します。相談者・通報者を特定しうる情報は、ご本人の同意なく当グループへ開示されません。また、ご相談または通報を理由として、不利益な取扱いを行いません。

ご相談・ご通報の内容は、原則として受付日の翌々営業日までに当グループへ報告されます。調査結果等のご連絡をご希望の場合は、受付の際にお申し出ください。

なお、対応にあたっては、顧問社会保険労務士のほか、事案の内容に応じて顧問弁護士にも相談し、対応方針を検討します。通報の内容が当グループの代表取締役に関わるものである場合は、事実確認および対応方針の検討を顧問社会保険労務士および弁護士（顧問弁護士ではない弁護士）に委ね、その意見を踏まえて対応するとともに、是正および再発防止に取り組みます。

当グループの役員、従業員および派遣社員からの通報・相談の取扱いについては、別に定める内部通報者保護規程によります。お取引先および業務委託先の皆様からの通報・相談についても、同規程の定める情報管理、不利益な取扱いの禁止、探索の禁止、秘密保持および利益相反の回避に関する取扱いを準用します。

4. ステークホルダーとの対話

当グループは、事業活動が人権に及ぼす負の影響について、その影響を受ける人々の視点から

理解し、対処・改善できるよう、関連するステークホルダーとの対話に努めます。

5. 情報開示

当グループは、本方針に基づく人権尊重の取り組みについて、ウェブサイト等で開示していきます。

6. 人権に関する重点課題の見直し

社会の動向や事業を取り巻く環境などにより、人権について取り組むべき課題は変化するため、当グループは、ステークホルダーや社外の専門家との対話や協議などを通じて、人権に関する重点課題について、適宜見直しを行っていきます。

制定日：2026年4月30日

改定日：2026年10月1日

KCC株式会社

代表取締役 光崎 友理

名古屋建物管理株式会社

代表取締役 光崎 友理